

(提出予定議案等：全10件)

清川村選挙管理委員会 議事日程

令和5年1月30日

清川村役場 政策審議室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 選挙人名簿から抹消すること |
| 日程第2 | 議案第2号 | 選挙人名簿に登録する者を定めること |
| 日程第3 | 議案第3号 | 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること |
| 日程第4 | 議案第4号 | 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること |
| 日程第5 | 議案第5号 | 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること |
| 日程第6 | 議案第6号 | 選挙運動費用の支出制限額を定めること |
| 日程第7 | 議案第7号 | 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること |
| 日程第8 | 議案第8号 | 期日前投票所の投票立会人を選任すること |
| 日程第9 | 議案第9号 | 投票管理者及び同職務代理者を選任すること |
| 日程第10 | 議案第10号 | 投票立会人を選任すること |

議案第1号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙人名簿に登録する者を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定める。

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 3 号

地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、4 9 である。

令和 5 年 1 月 3 0 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 4 号

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、813 である。

令和 5 年 1 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第5号

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、407である。

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙運動費用の支出制限額を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりとする。

候補者1人につき1,568,180円

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第7号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、次のとおりとする。

職務を行う日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
2月1日		加藤 浩		岩澤 勲
2月2日		大浦文次		折田克也
2月3日		山口 栄		岩澤 勲
2月4日		岩澤 孝		折田克也

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

期日前投票所の投票立会人を選任すること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙における期日前投票所の投票立会人は、次のとおりとする。

立ち会う日	住 所	氏 名	政党その他の政治団体名
2 月 1 日		岩澤栄一	無所属
		中道 宏	無所属
2 月 2 日		下村恭代	無所属
		伊従彩香	無所属
2 月 3 日		平田由深子	無所属
		中道 宏	無所属
2 月 4 日		山口美智子	無所属
		中野岳美	無所属

令和 5 年 1 月 3 0 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

投票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、次のとおりとする。

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1		加藤 浩		杉山 洋正
第2		山口 栄		伊本 貴志

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

投票立会人を選任すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における投票立会人は、次のとおりとする。

投票区	住 所	氏 名	政党その他の政治団体名
第 1		中道 宏	無所属
		下村恭代	無所属
第 2		橋本直人	無所属
		上岡輝夫	無所属

令和5年1月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次